

共同募金配分金交付基準（広域活動団体支援事業費）

（令和7年3月）

事業実施年	令和8年度
対象団体	主たる活動拠点が愛知県内に所在し、愛知県域、または、市区町村域を越えて活動する次の団体であって、かつ①から⑦までをすべて満たす団体とします。 【団体】社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特定非営利活動法人、法人格を持たない任意団体 ① 事業実績が1年以上あり、継続的な経営(運営)が見込める団体 ② 団体の定款または会則・規約等を定め、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書が整備されている団体 ③ 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されている団体 ④ 営利を目的とせず、自主的に公益的な活動を行う非営利団体。その活動から生じる利益を構成員に分配しない団体 ⑤ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できる団体 ⑥ 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがない団体 ⑦ 共同募金の趣旨について理解している団体
対象事業等	愛知県内における広域的な活動を推進するための意義が認められ、社会的課題を解決するための事業。 ただし、次の事業、経費は対象としません。 1 対象としない事業 ① 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する事業 ② 備品・設備の購入、修繕が主たる目的の事業 ③ 団体を維持するためのみ実施する事業 ④ 着手または、実施済の事業 ⑤ その他、本会において不相当と認めた事業 2 対象としない経費 ① 不動産購入費、施設整備費（建物の補修、事務機器の購入・修理費など） ② 団体の運営費（職員給与、役職員への報酬）、事務所の維持費（事務所の家賃・光熱水費・電話代・ガソリン代など） ③ 新聞掲載やテレビCMなどへの広告に要する費用（新聞などへの折込料を含む） ④ 交際費、接待費及び飲食費 （利用者に提供する飲食についてはこの限りではない） ⑤ 海外渡航旅費 ⑥ 単価10万円以上の備品の購入費用 ⑦ 雑費・予備費など、使途が不明な経費 ⑧ その他、本会において不相当と認めた経費
配分申請額	○愛知県域で活動している団体 …1団体につき10万円以上200万円以内（千円単位） ○市区町村域を越えて活動している団体 …1団体につき10万円以上130万円以内（千円単位） ○ただし、プリペイドカード等による寄付金の配分金は加算する。（令和7年4月7日削除）
その他	○上記以外の事項は「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」による。 ○配分を受けて行った事業について、愛知県共同募金会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。